ことが困難であると認められるときは、税務署長の承認を受けて、納税申告書等により申告を行うことができることとした。（法人税法第三条、第七五条の三、第七五条の四、第八一条の二四の二及び第八一条の二四の三関係）

㈠　事業年度開始の時における資本金の額等が一億円を超える法人

㈡　保険業法に規定する相互会社

㈢　投資法人

㈣　特定目的会社

4　連結子法人の個別帰属額等の届出について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第八一条の二五関係）

㈠　連結親法人が電子情報処理組織を使用する方法により申告を行った場合において、その申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び添付書類に記載すべきものとされている事項を電子情報処理組織を使用する方法等により提供したときは、連結子法人が個別帰属額等の届出及び添付書類を提出したものとみなす。

㈡　個別帰属額等に異動があった場合の届出等について、修正申告書の提出により異動があった場合に限る。

5　代表者等の自署押印制度を廃止することとした。（旧法人税法第一五一条及び第一六一条関係）

6　地方税共同機構を公共法人の範囲に加えることとした。（法人税法別表第一関係）

7　恒久的施設の範囲について、租税条約において異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、その租税条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）を恒久的施設とすることとした。（法人税法第二条関係）

8　資産の販売等に係る収益の認識等について、次の措置を講ずることとした。（法人税法第二二条の二、第六一条、第六一条の二、第六一条の一三、第六二条及び第六二条の五関係）

㈠　資産の販売等に係る収益の額は、原則として、目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを明確化する。

㈡　資産の販売等に係る収益の額につき、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って右記㈠の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、その経理をした金額は、その事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを明確化する。

㈢　資産の販売等に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることを明確化し、その額は、その資産の販売等につき貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

9　返品調整引当金制度を廃止することとした。（旧法人税法第五三条関係）

10　長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例について、対象となる資産の販売等をリース譲渡に限定することとした。（法人税法第六三条関係）

11　交換により取得した資産の圧縮額の損金算入制度の適用対象に、農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地の上に存する農作物の栽培に関する権利を加えることとした。（法人税法第五〇条関係）

12　分配時調整外国税相当額控除制度の創設

㈠　内国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、各事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとした。（法人税法第六九条の二及び第八一条の一五の二関係）

㈡　恒久的施設を有する外国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る分配時調整外国税相当額は、各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除することとした。（法人税法第一四四条の二の二関係）

13　分配時調整外国税相当額の損金不算入制度の創設

右記12の適用を受ける場合には、その支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る分配時調整外国税相当額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととした。（法人税法第四一条の二、第八一条の八の二及び第一四二条の六の二関係）

三　地方法人税法の一部改正関係

1　特定法人（次の法人をいう。）である内国法人は、納税申告書により行うこととされ、又はこれに添付書類を添付して行うこととされている各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の申告については、申告書記載事項又は添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供すること等により行わなければならないこととした。この場合において、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に各事業年度の所得に対する法人税の申告について納税申告書等により申告することについて税務署長の承認を受けているときは、納税申告書等により申告を行うことができることとした。（地方法人税法第三条、第一九条の二及び第一九条の三関係）

㈠　課税事業年度開始の時における資本金の額等が一億円を超える法人

㈡　保険業法に規定する相互会社

㈢　投資法人

㈣　特定目的会社

2　代表者等の自署押印制度を廃止することとした。（旧地方法人税法第三〇条及び第三五条関係）

3　内国法人又は恒久的施設を有する外国法人の各課税事業年度の分配時調整外国税相当額のうち、当該課税事業年度の地方法人税の額から控除しきれなかった金額がある場合には、その金額を当該課税事業年度の地方法人税の額から控除することとした。（地方法人税法第一二条の二関係）

四　相続税法の一部改正関係

1　相続開始又は贈与の時において国外に住所を有する日本国籍を有しない者が、国内に住所を有しないこととなった時前一五年以内において国内に住所を有していた期間の合計が一〇年を超える被相続人又は贈与者（当該期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、当該相続開始又は贈与の時において国内に住所を有していないものに限る。）から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととした。ただし、当該贈与者が、国内に住所を有しないこととなった日から同日以後二年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときにおける当該国外財産に係る贈与税については、この限りでない。（相続税法第一条の三、第一条の四及び第二八条関係）

2　調書の電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調書の枚数を一〇〇以上（改正前一、〇〇〇以上）に引き下げることとした。（相続税法第五九条関係）

3　特定の一般社団法人等の理事が死亡した場合の相続税について、次の措置を講ずることとした。（相続税法第六六条の二関係）

㈠　一般社団法人等（公益社団法人その他の一定のものを除く。）の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から五年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、当該一般社団法人等が特定一般社団法人等（次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。以下同じ。）に該当するときは、当該特定一般社団法人等が、その死亡した者（以下「被相続人」という。）の相続開始の時における当該特定一般社団法人等の純資産額をその時における同族理事の数に一を加えた数で除して計算した金額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課する。

(1)　相続開始の直前における同族理事数の総理事数に占める割合が二分の一を超えること。

(2)　相続開始前五年以内において、同族理事数の総理事数に占める割合が二分の一を超える期間の合計が三年以上であること。